

# 西日本における新指定重要伝統的建造物群保存地区における

## 環境物件に関する調査および西日本のまとめ

大阪芸術大学 建築学科 教授 杉本真一

### <研究目的>

本調査は、一連の調査開始後に新たに指定された地区を中心に、建造物の陰に隠れてこれまで十分に注目されてこなかった環境物件が、どのような状況にあるのかを把握し、その実態を明らかにすることを目的として実施した。なお、国が定める重要伝統的建造物群保存地区における環境物件の定義等については、昨年度までの報告書を参照されたい。

### <対象地区>

調査は以下の7地区について行った。

- ① 鳥取県若桜町若桜（商家町）
- ② 岡山県津山市城西（寺町・商家町）
- ③ 岡山県矢掛町矢掛宿（宿場町）
- ④ 広島県福山市鞆町（港町）
- ⑤ 広島県廿日市市宮島町（門前町）
- ⑥ 愛媛県宇和島市津島町岩松（在郷町）
- ⑦ 長崎県平戸市大島村神浦（港町）

研究の最初として各地区の文化財課などに問い合わせて保存計画書を収集し、次に現地調査を行った。

### <分類について>

各地区の保存計画書を分析してみると、指定する物を大きく伝統的建造物と環境物件に分け、さらに伝統的建造物を建築物と工作物に分けている。

『伝統的建造物群保存地区』制度は、市町村が主体となって進める仕組みであるため、国の制度としては環境物件や工作物に関する明確な定義が設けられていない。その結果、どのようなものを対象に含めるか、また環境物件として扱うか工作物として扱うかといった判断は、各市町村に委ねられており、石垣などは工作物と環境物件の振り分けが地区ごとにばらつきが見られた。しかし、各地区の個性ある景観を形成するうえでは、こうした一定の曖昧さがむしろ有益であると感じられた。

### <調査結果>（各地区の特徴）

- ① 若桜町若桜（商家町）（令 3.8.2 指定）  
指定物件数 伝統的建造物（建築物） 86、（工作物） 79、環境物件 15

若桜（わかさ）町は鳥取県南東部に位置する。保存地区は旧若桜街道（本通り）の宿場町を中心に指定されている。本通り両側と背割線等に沿って用水（カワ）が西流し、水路（スイロ）やその石積護岸、水汲み場（イトバ）や貯水槽（ホリ）などが保存物件として指定されている。

- ② 津山市城西（寺町・商家町）（令 2.12.23 指定）  
指定物件数 伝統的建造物（建築物） 163、（工作物） 8、環境物件 3

津山市は岡山県北東部の美作地方に位置する。保存地区は、寺町と商家町からなり、往来沿いには大規模

な寺院や伝統的な町家が建ち並ぶ。建築物としては社寺関係が半数近くを占め、工作物や環境物件は少なく、社叢の樹木や水路が中心となっている。

- ③ 矢掛町矢掛宿（宿場町）（令 2.12.23 指定）  
指定物件数 伝統的建造物（建築物） 228、（工作物） 9、環境物件 0

矢掛町は、岡山県の南西部、瀬戸内海よりやや内陸の盆地に位置する。保存地区は、江戸時代初期に設置された山陽道の宿場町の歴史的風致を形成している。多くの建築物が指定されているが、工作物は門などに限定されており、環境物件の指定は無い。

- ④ 福山市鞆町（港町）（平 29.11.28 指定）  
指定物件数 伝統的建造物（建築物） 244、（工作物） 104、環境物件 0

福山市鞆町は、瀬戸内海に突き出た沼隈半島南東部の港町で、古来より海上交通の要衝として栄えた。工作物として社寺の石垣が多く指定されているほか、港関係で雁木や船繋石、常夜燈が多く指定されている。環境物件の指定は無く、港町として石造の港湾施設や寺社の構造物が主役になっている。

- ⑤ 廿日市市宮島町（門前町）（令 3.8.2 指定）  
指定物件数 伝統的建造物（建築物） 136、（工作物） 57、環境物件 2

廿日市市は広島県西部に位置し、宮島町は廿日市市の南端、広島湾に浮かぶ厳島に所在する。寺院、社家の住宅、町家、旅館や別荘などが建築物として指定されており、それらを取り巻く石垣や石段、石造物や樹木が保存物件として指定されている。

- ⑥ 宇和島市津島町岩松（在郷町）（令 5.12.15 指定）  
指定物件数 伝統的建造物（建築物） 162、（工作物） 66、環境物件 0

津島町岩松は宇和島市の南部、岩松川左岸河口域に所在する。近世の地割を残す芳原溝等の水路を形成する石垣が工作物として多く指定されているが、環境物件の指定は無い。

- ⑦ 平戸市大島村神浦（港町）（平 20.6.9 指定）  
指定物件数 伝統的建造物（建築物） 142、（工作物） 91、環境物件 16

平戸市大島村のある的山大島は平戸市街地の北方約15kmの島で、神浦は大島の南東部に位置する。環境物件は墓地、樹木、庭園、水路、湾内水面など丁寧な調査・指定がなされており、工作物も共同井戸や石垣などが多く指定されている。

### <類型化>

環境物件や工作物の分類・類型化の必要性は、以下の点において強く感じられた。すなわち、①保存の優先順位を決定するため、②補助制度を合理的に設計するため、③災害復旧時の判断基準を明確にするため、そして④空間構造の分析を行うためである。

分類・類型化の詳細は実施報告書を参照されたい。